

リース資産の計上の検討

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>北大阪高等職業技術専門校 会計局会計指導課</p>	<p>北大阪高等職業技術専門校（以下「北大阪校」という。）の産業ロボット科や組込みシステム科で訓練用に使用している産業用機械器具（ロボット学習システム、オシロスコープ、ロジックアナライザ等）は、購入により調達した機器（以下「購入機器」という。）と賃貸借契約（長期継続契約）を締結して調達した機器（以下「賃貸借機器」という。）の両方が存在する。</p> <p>実際の機器を視察したところ、賃貸借機器は、購入機器と全く同様に使用されている授業に必要な機器であり、中途解約することを前提としておらず、実質的には大阪府財務諸表作成基準第15条で規定しているファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当すると考えられる。</p> <p>しかしながら、北大阪校では、これらの賃貸借機器については、新公会計制度における貸借対照表のリース資産・リース債務に計上を行わず、賃借料の支出の際に行政コスト計算書の物件費に計上している。</p> <p>これは、北大阪校の賃貸借契約書第18条には発注者の解除権の規定があり、同条第6項では「発注者は、(中略) 翌年度以降の発注者の歳出予算において、受注者に支払うべき代金のため予算が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。」、同条第7項では「契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。」としており、また、債務負担行為が設定されていないことから、「大阪府財務諸表作成基準の注解」及び「新公会計制度質疑応答集」に従った会計処理を行っていたことによるものである。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 形式的に長期継続契約による賃貸借物件をリース資産に該当しないとするのではなく、契約の実態に即してファイナンス・リース取引かどうかを判断し、ファイナンス・リース取引に該当する場合は、リース資産に計上する必要がある。 北大阪校は、契約の実態を踏まえ適切に対応されたい。 また、会計局会計指導課（新公会計制度の制度所管課）は、「大阪府財務諸表作成基準の注解」や「新公会計制度質疑応答集」記載の内容等、運用の見直しを検討されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準】</b> (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) リース資産 ファイナンス・リース取引におけるリース資産を計上する。 <b>【大阪府財務諸表作成基準の注解】</b> 第15条 第5号関係 <u>ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するものうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。</u></p> <p><b>【新公会計制度 質疑応答集】</b> 2 歳出関係（支出、建設仮勘定） Q2-2 リース資産とはどのようなものですか。賃貸借物件はすべてリース資産に計上するものですか。 「BSリース資産取得額」には、ファイナンス・リース取引における資産を計上することとなっています。 <u>ファイナンス・リース取引とは、複数年の賃貸借契約を締結するものうち地方自治法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約禁止した契約をいいます。</u> つまり、賃貸借物件の全てをリース資産に計上するわけではありません。特に長期継続契約による賃貸借物件はリース資産に該当しないので注意が必要です。</p> </div>	<p>(措置した機関: 会計局会計指導課) 平成27年3月20日及び平成28年3月22日開催の「大阪府新公会計制度アドバイザー会議」における意見を踏まえ、平成27年度決算より、長期継続契約による賃貸借物件のうち、ファイナンス・リース取引に該当するものについては、リース資産及びリース債務として新たに計上する運用の見直しを行った。</p> <p>(措置した機関: 北大阪高等職業技術専門校) 平成28年5月16日付けで長期継続契約による賃貸借物件をリース資産として登録を行った。</p>